

令和 5 年度 事業 報告

社会福祉法人 光輪会

1 はじめに

急速な少子・高齢化の進行や人口減少とともに、新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、個人や世帯が抱える生活課題や生きづらさは複雑化・多様化してきています。

障害者総合支援法の改正を受けた令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、障害者の希望する暮らしの実現に向けて、意思決定支援を推進するための方策や、より支援度の高い利用者を手厚い体制で支援している事業所の評価を拡充するなど、一定の評価はできるが、最も重要な地域生活を実現するための基盤づくりや、サービスの質の確保については先送りとなった印象が強い。今後、利用者に提供されるサービスの質を土台とした議論が不可欠である。令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は+1.12%と、処遇改善加算の一本化の効果等を合わせると+1.5%を上回る水準となることが示されたが、未だに他産業との賃金格差は大きく、物価高騰と人件費の上昇が障害福祉サービス事業所の経営を圧迫しており、今後とも関係団体と連携した一層の要望活動が必要である。

また当法人が運営する施設の感染症対策においては、園内感染を未然に防止するため、今後とも変わりなく、関係者全員の検温・手指消毒・マスクの着用や施設の供用物の消毒、食堂・会議室におけるパーティション設置等をする事は変わりありません。

施設では、令和6年度法人基本方針である「出来ないことを出来るにする」の実現のために

- ・やらされる時間を最小限に、自分から「やる」自主性の時間を最大限に
- ・主体的な考え、目の前の状況に対する「考動力」を育てる
- ・夢中になり本気で取り組む
- ・毎日の業務の中の気づきを
- ・技術が求められた時代から、新たな発想し考えることが求められる時代に
- ・地域で生活できない難しい方を受け入れることが出来なければ、施設はいらない以上を取り組んでいく

最後に、職員の維持・確保が必要不可欠であり、新卒者、中途者の区別なく年間通じて職員を採用しているが、今後も日本人の採用だけでは十分な職員の確保は望めない現状である為、令和6年度も外国人数名の採用に向けて検討を行う。

障害福祉事業

(1) 障害者支援施設

① 生活介護事業

生活介護事業は、通所と入所の利用の皆さんが日中支援の対象であるが、つわぶきの家の利用者も対象者に含まれる。利用施設は、主に生活センターを使用し、創作活動、生活訓練及び施設内活動等のサービスを行った。今後も、行事の内容を魅力のあるように工夫を行い、利用者の要望に応じていく。

在宅からの通所者の送迎についても、前年度と同様に実施した。

② 施設入所支援

施設入所支援は、入所利用者の夜間帯の支援で、ケアプランに基づいた生活介護を行った。利用者の健康管理については、常に留意し、また、生活全般についても如何に良好な状態を保ち持続させるかが重要であり、また、医療行為の一部として、喀痰の吸引及び経管栄養の管理等の事項が加わり、職員の専門性が追求されることになり、看護師、生活支援員共に、実務研修が実施され修了しているところである。

③ 短期入所

短期入所は、施設入所支援の施設の利用状況との関連で、職員の勤務体制、施設の設備等の確保が必要であり、在宅障害者の緊急の事態に対応できる体制作りが求められる。当該年度に於いては、利用日数は若干減少した。

(2) 相談支援事業

相談支援事業は前年度に引き続いて、水俣市・芦北町及び津奈木町からの委託事業として特定相談支援事業を実施した。事業の内容として在宅の知的、身体、精神の三障害者の生活状況の把握、支援計画の作成、他の福祉サービスの利用状況の把握や、施設の利用や行政機関との連携活用、情報の提供、住宅の改修、装具の選定に至るまで幅広く活動している。

(3) 障害者グループホーム（つわぶきの家）

開設して11年目を迎えたグループホームは、利用者の定員確保を図りながら、障害者の生活居住の施設としての機能を果たしている。利用者の生活も安定しており、職員の対応も生活支援の経験を積み重ねサービスの向上に努めている。

介護保険事業

(1) 認知症高齢者グループホーム（つわぶき）

介護保険関係の指定事業としての、認知症高齢者のグループホームは、地域密着型で、2ユニットの利用者18人に対し、ご家族の思いをしっかりと受け止め、利用者の皆様の安心・安全を第一に、満足感を得られる施設の運営に努めたところである。

以上、本年度の各事業については、日々の実績の積み重ねにより、ほぼ、順調に推移したものと考えられるが、今後も職員の育成・確保とサービスの質の向上に努め、芦北・水俣地域の障害者の専門的な施設として利用者と地域からの信頼を得られるよう、適切な事業の運営に努めて行く

2 職員の配置体制

職員の体制としては、国県が定めた運営基準に従い、各事業の運営規程に定められた人員を配置し、常勤換算による人員数の維持に努めており、また、退職者の補充等については、新規採用職員の確保に努めるとともに効率的な人材の活用を進めているが、人員付則は続いている。

事業管理者については、相談支援事業管理者と、つわぶきの家の管理者を施設長が兼務し、グループホームの管理者は単独で配置している。サービス管理責任者は施設入所

と生活介護及び短期入所の事業をまとめて支援施設として2人配置し、つわぶきの家は別個にサービス管理責任者を1人配置している。グループホームは計画策定担当者を1人配置している。

直接処遇職員として、支援施設には、生活支援員と看護師及び理学療法士のほか栄養士を置き、グループホームには介護員を、つわぶきの家には生活支援員と世話人を兼務でそれぞれ配置し、相談支援事業には、相談支援専門員を専従で配置している。

職制の区分は運営規程の定めに従っているものの、つわぶきの家の事業活動は、施設運営の都合により生活介護と連携した体制である。何れの場合も、常に常勤換算による人員数を確保することが条件となっている。又、医師の配置は、利用者の処遇上必要な人員ということで、嘱託医師を非常勤でお願いし例年通りの配置となっている。

第1表 事業別職員体制

(単位：人)

区 分			管理者	サービス 管理責任者	生 活 支援員	看護師	栄養士	理 学 療法士	医 師	訓 練 指導員	その他
施設入所	共通	基準	1	2	45	1	1	1	必要数	1	必要数
生活介護		現行	1	2	49	6	1	2	(1)	2	
短期入所		差引			4	5		1		1	
相談支援	現行	1	3				配置人員は、相談支援専門員と読み替える。				
つわぶきの家	現行	1	1	8			生活支援員と世話人を兼務				
グループホーム	現行	1		19			内1名は計画作成担当者の兼務				

3 勤 務 体 制

職員の勤務体制は、就業規則に基づき雇用されたもので正規職員、無期契約職員、有期契約職員及びパートタイム職員に区分されている。職員は、各指定事業の運営規程に定められた、常勤換算により算定された人員数を確保している。

また、各職域の職員の勤務体制としては、先ず利用者の月間の生活や、行事の日程を基礎として配置人員を確保し、利用者に対するサービスの向上に努めている。勤務する職員の側も、生活リズムを考慮して、一ヶ月単位の変形労働時間の勤務体制を採用し、所定労働時間の維持・確保に努めている。

第2表 勤務時間帯別職員数

(単位：人)

区 分		管理者	サービス 管理責任者	生 活 支 援 員、介護員	看護師	栄養士	理 学 療法士	医 師	その他	摘 要
支援施設	早 朝	-	-	2	-	-	-	-	-	
	日 中	1	2	15	6	1	2	(1)	5	
	宵 夜	-	-	3	-	-	-	-	-	
	深 夜	-	-	3	-	-	-	-	-	
つわぶきの家	日 勤	1	1	3	-	-	-	-	-	
	夜 勤	-	-	1	-	-	-	-	-	
グループホーム	日 勤	1	-	9	-	-	-	-	-	
	夜 勤	-	-	2	-	-	-	-	-	

4 利用者定員、対象者

◎ 利用者定員は、施設入所支援は定員50人に対し、年間の施設の利用枠を有効に活用する措置として、外泊や入院等により利用枠に空白が生じる部分を活用し、弾力条項を適用して、利用者53人の入所支援を行っている。

生活介護は、指定基準による利用者定員は60人であり、定員超過枠を活用してサービスを提供し、84人の生活介護の支援を行っている。短期入所は定員5人の枠を保有している。

- ◎ 利用対象者は、市町村の判定調査に基づき交付された福祉サービス受給者証保持者で、利用申し込みの受付の順位に従い利用決定がなされている。制度改正により、身体・知的、精神の三障害が対象となっている。身体と知的障害者が多く、精神障害者の利用は少ない。

短期入所及びつわぶきの家の対象者は、市町村から受給者証の交付を受けた三障害の方が対象者であるが、身体、知的に特定しているほか、利用の手続きその他の事項は、ほかの福祉サービスの取り扱いと同様である。

グループホームの利用対象者についても、手続きの大まかな部分は、他の介護保険事業の利用と共通する面がある。

第3表 月別事業種別利用実績（介護保険法関係分） 令和4年度

事業別	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
グループホーム	人員	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	17	16	216

第4表 月別事業種別利用実績（障害者総合支援法関係分） 令和4年度

事業別	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
施設入所	人員	48.4	48.9	48.5	50.0	47.4	46.1	46.7	45.3	45.3	48.1	50.9	51.9	48.1
生活介護	人員	68.4	69.3	67.1	68.5	68.0	65.1	66.2	63.0	63.0	69.3	71.5	72.0	62.2
短期入所	人員	5	5	5	5	5	5	5	5	6	6	5	5	5
	日数	74	84	77	68	71	59	66	71	79	115	85	81	77.5
相談支援	件数	137	105	158	134	145	161	157	158	138	137	120	161	143
つわぶきの家	人員	9	10	10	10	10	9	9	9	10	10	10	10	9.6

5 利用時間、利用日

利用時間及び利用日については、原則として、年間を通じて受け入れる体制である。施設入所・生活介護及び短期入所の利用については、支援施設運営規程により、通年を営業日と定めている。つわぶきの家及び相談支援事業、並びに認知症グループホームについても、それぞれの事業の運営規程に利用時間及び利用日について同じように定めている。宿泊を伴うものは、施設来園日から退園日までである。日中の生活介護利用の場合は、朝夕の送迎に要する時間も利用の範囲内であり、職員の勤務体制もそれらを考慮して編成している。各事業は年間を通じて休みなく、利用者の希望に沿って福祉サービスが受けられるよう体制を整備している。

第5表 事業別の利用時間と利用日一覧

事業別	利用時間	利用日	備考
施設入所	終日	通年	(利用契約による)
生活介護	8:30~16:30	通年	(利用契約による)
短期入所	終日	支給認定の期間、利用契約による	
相談支援	8:30~17:30	通年	月曜日から金曜日まで
つわぶきの家	終日	通年	(利用契約による)
グループホーム	終日	通年	(利用契約による)

6 利 用 料

利用料は、障害福祉サービスの全体が、市町村の決定に基づき介護給付費として、障害判定区分に従って公費により90%が支給され、代理受領により収納している。残り10%は個人負担分として、施設で直接徴収している。

認知症グループホームは介護保険料として、障害者の介護給付費と同様に、判定区分に従い代理受領となる。何れも県国保連合会からの振込みで、2ヶ月遅れで支給されている。

その他の個人負担については、利用契約書と重要事項説明書に明記された事項について、口座引き落としの方法により納入されている。

第6表 事業別の利用料の区分別一覧

事業別	市町村介護給付金	利用者負担額	日用品費	住居費	備考
施設入所	サービス料金の9割負担	サービス料金の1割負担	個人別	なし	
生活介護	サービス料金の9割負担	サービス料金の1割負担	個人別	なし	
短期入所	サービス料金の9割負担	サービス料金の1割負担	個人別	なし	
相談支援	なし	なし	なし	なし	
つわぶきの家	サービス料金の9割負担	サービス料金の1割負担	個人別	定額	
グループホーム	サービス料金の9割負担	サービス料金の1割負担	個人別	定額	

第7表 出身市町村別利用者数

(単位：人)

区分	八代市	水俣市	芦北町	津奈木町	宇城市	出水市	熊本市	菊池	計
施設入所	4	19	16	6	1	5	2		53
生活介護		11	12	2					25
短期入所			5						5
つわぶきの家	3	3	1	1			1	1	10
グループホーム			18						18

7 給 食

施設の給食業務は、外部の専門業者である富士産業株式会社に全面的に委託し提供していたが、富士産業株式会社が業務委託から撤退したため自社供給に切り替えた。施設職員として栄養士を配置して、利用者の食育・栄養及び衛生の管理を行っている。

基本的には、外部委託と変わらず総合福祉法に基づく運営基準に従ったサービスを提供している。

給食の種別としては、普通食のほか特別食を調理し、咀嚼、嚥下等困難者には、きざみ食、ミキサー食及び鼻腔食等をそれぞれの利用者の状態に合わせて提供している。利用者の高齢化と障害の重度化により経管食が増加する傾向にある。

そのほかにも各種行事の際は、その都度必要に応じて特別献立により行事食を提供し、利用者の施設生活での楽しみを提供している。

第8表 入所利用者の食事区分

区分	普通食	一口大	荒きざみ	きざみ	ミキサー食	透析食	経管栄養		計
人数	7	7	14	17	2		6		53
提供割合	13.2	13.2	26.4	31.1	3.7		11		100.0%

グループホームの給食は、利用者と職員の共同作業により調理するようにしている。献立については、利用者の嗜好を配慮し、利用者と職員との家族的な雰囲気の中で、毎日の食事の構成に努めている。

つわぶきの家の給食は、日中の生活介護の昼食が施設給食により提供されることから、別途の調理としないで、朝食、夕食についても配膳車を活用し、施設給食と同様の提供である。

8 職員会議等

職員会議は、運営会議、全体会議、及び給食委員会等は定期的に月1回とし、運営調整会議、各職域では定例に利用者の情報交換を含め開催し、必要に応じて随時介護検討の会議を開催している。特に利用者の範囲が三障害に拡大したことにより、職員間の情報の共有化は不可欠である。その他に職員の構成による運営管理委員会として、サービス、地域支援・広報、環境管理及び研修の4委員会のほか、安全衛生委員会（兼リスクマネジメント委員会）や感染対策委員会等を組織し、会議を定例と臨時を合わせて開催している。開催状況は次のとおりである。

第9表 会議の開催状況

(単位：回)

会議内容	定例	運営	全体	事務	介護	医務	生活	給食	相談	各種委員	合計
支援施設	4 8	1 2	1 2	1 2	2 4	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	168
つわぶきの家			1 2		1 2						24
グループホーム			1 2		2 4						36

9 職員研修

職員の研修は、県、県社協、全社協の傘下各種団体研修会にそれぞれの目的に添って参加し、また、ネット回線を利用してオンライン上で行うリモート研修に参加していく。職員の企画による園内研修は定期的実施し、職員のスキルアップに努めていく。

第10表 研修会・会議等出席の延人数 (リモート研修・会議を含む)

(単位：人)

区分	施設長	事務員	サービス 管理責任者	看護師・ 理学療法士	生活 支援員	介護員・ 世話人	栄養士・ 相談専門員
県外	5	3	0	0	2	4	2
県内	21	8	13	5	18	4	29

10 保健衛生、健康管理

利用者及び職員の健康診断については、関係法令・規程等の定めに従い次のとおり実施した。利用者の疾病予防と健康管理については特に留意し、予防接種を行うとともに、給食・排泄・入浴・睡眠及び運動等施設の各部署で相互に連携しながら、適切な対応を心掛けている。

特に、新型コロナウイルス対策としては、職員（職員の家族）・施設入所者・通所利用者ごとに、発熱や強いだるさがでた場合の具体的な対応などを掲げたマニュアルを作成し感染防止の徹底を図っている。また、利用者・職員共に5回のワクチン接種を終えている。更に職員については、週初めに抗原検査を行っている。

また、5年前から利用者のデンタルケアの一環として、地元の歯科医院に月2回（火曜の午後）の訪問歯科を依頼している。

第11表 利用者・職員の検診状況

種 別	職員検診	夜勤職員	腰痛検診	利用者検診	その他
回 数	1	2	2	1	
人 員	88	30	73	52	

11 防災・危機管理

防災、危機管理で先ず取上げることは、利用者の皆さんは、自分の意思で自己の安全を確保できないことであり、援護者である職員の行動次第で生死を左右することになる。

災害、避難訓練は、関係法令や施設運営の基準及び火災予防計画に従い実施した。特に避難訓練については、新任職員の訓練を重点的に実施するとともに、各施設間相互の連携等、利用者の救助が的確にできる体制づくりを目指した。

危機管理は利用者の保護という観点から、各種疾病や感染症等の予防、日常の生活での事故、外出中の交通事故、それに地震、風水害、火災等がある。疾病、感染症等の予防は、的確な医療情報の収集により、感染源の追及と、施設内で拡大防止対策を講じることが必要である。日常生活の事故は、利用者独自の行動判断による自損的事故もあることから、職員の見守りを強化している。

第12表 避難訓練の実施状況

種 別	区 分	火災避難訓練	火災通報訓練	土砂災害避難訓練	その他
石蔭の里	回 数	3	3	1	
	参加人員	110	110	65	
グループ ホーム	回 数	8	8	1	
	参加人員	218	218	21	
つわぶきの家	回 数	3	3	1	
	参加人員	35	35	12	

12 虐待及び身体拘束の防止

施設で生活される利用者、及び在宅からの通所利用者の何れにしても、身体の拘束や虐待行為等はありません。平成24年10月の虐待防止法の施行を受けて、当法人も虐待対応規程を制定して対応していたところであるが、残念ながら虐待案件が1件発生し行政機関に通知したところである。今後、職員の研修等を行い再発防止の徹底を図っていく。ベッドのサイドモールの設置に関しては、ベッドからの落下防止の処置、車イスの操行姿勢の是正等でご家族の同意を得る等の措置をとっている。今後も法律の主旨に沿った措置を行っていく。

第13表 身体拘束に関する家族承諾件数

区 分	ベッドレールの設置	車イスシートベルト着用	下肢固定ベルト着用	個室の施錠(臥床中)	その他
承諾件数	3件	20件	1件	0	1件

13 苦情の処理、リスク管理

苦情の発生は、職員の対応の仕方が、利用者の目的に完全に対応できないときに生じており、福祉サービスの業務の中で、苦情が起こらないようにしなければならない。サービス提供者として、常に注意が必要である。

施設入所支援のサービスでは、苦情の受付箱を設置し、常時苦情の受付を行っている。これと併せて、利用者と職員との懇談会を開催し、利用者の要望や不満を聞き、日常生活の満足度の向上に役立っている。

なお、苦情解決に対する取り組みとしては、施設長を解決責任者に、サービス管理責任者を受け付け窓口として、苦情解決の組織を編成し、第三者委員も選任して解決処理の体制を整えている。令和5年度に苦情として受け付けたものは0件であった。

第14表 分野別要望の件数(利用者懇談会)

区 分	食事関係	排泄関係	入浴関係	就寝関係	行事関係	その他
件数	2件	1件	0件	0件	6件	2件

14 行事、クラブ活動等

季節折々の行事は、利用者の方々が最も楽しみにされているものの一つであり、施設交流、地域交流、気分転換、生活用品の購入及びレクリエーション等、時期や内容を検討しながら実施しており、日中の生活介護の事業として、又、個人的なケアプランと組み合わせるなど、年間を通じて計画的に行事を行っている。

しかしながら、令和2年に発生した新型コロナウイルス蔓延後は、活動の制限を余儀なくされており、このような中であっても、利用者にとって、施設での生活が豊かで変化に富み楽しいものとなるよう、工夫を凝らしながらクラブ活動や調理教室、園内行事等を実施している。

主な行事と活動内容

月	活 動 内 容
4月	○お花見会(施設裏庭) ○花見ドライブ ○ショッピング(町内)
5月	○端午の節句御前 ○新茶会 ○緑のバーベキュー大会 ○ショッピング(町内) ○母の日プレゼント作り ○風船バレーボール大会
6月	○遠距離ショッピング(八代) ○親善オセロ大会
7月	○ショッピング(町内) ○七夕飾り作り ○七夕御前
8月	○遠距離ショッピング(出水) ○かき氷 ○利用者自治会
9月	○敬老会お祝膳・プレゼント ○ショッピング(町内) ○利用者職員懇談会
10月	○開園43周年記念祝賀会 ○コスモス見学会 ○遠距離ショッピング(八代市)
11月	○文化祭出品・見学(うたせドーム) ○ショッピング(町内)
12月	○クリスマス・忘年会 ○餅つき
1月	○新年会 ○利用者自治会 ○初詣ドライブ
2月	○節分豆まき ○利用者職員懇談会 ○宮崎キャンプ見学

3月	○ひな祭り・ひな祭り御膳	○花見ドライブ
----	--------------	---------

15 機 関 紙 等

広報誌は、施設の出来事と利用者の生活状況を載せた内容で、利用者のご家族と施設とをつなぐ方法として重宝されている。月刊として年12回発行し、以下のとおり配布した。

第15表 広報誌の配布先の状況

(単位：部)

区 分	市町村	家 族	施設病院	役 員	民生委員	学 校	取引業者	地域その他	計
枚 数	7	80	28	13	65	3	5	3	204

16 備 品、器 具 等 の 購 入 ・ 建 物 改 修

備品、器具等の更新及び建物の改修等については、等の整備を行った。今後も、利用者のために安心・安全で快適な施設づくりを目指していく。

第16表 設備工事等の概要

事 業 名	事 業 概 要	工 事 費
障害者支援施設2区居室(2部屋)改修工事	単独事業	1,584,000円

17 そ の 他

障害者福祉事業等を円滑に推進するためには、県、市町村等の行政機関、関係団体や他の障害者支援施設等との密接な連携が必要不可欠であることから、コロナ禍にあってもオンライン形式の各種会議や研修等に積極的に参加し、情報の収集等に努めている。

また、福祉サービスの提供を行う介護従事者については、就業規則の見直しや待遇の改善等を行い、新規採用や職員の再雇用等により人材の確保に努めている。